

平成29年5月22日

三田市長 森 哲 男 様

三田市市政への市民参加推進委員会
委員長 久 隆 浩

三田市市政への市民参加条例の運用状況に対する意見について（答申）

平成29年5月9日付三政第23号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 平成28年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

概ね適正に運用されていると判断されるが、次の3点について意見を付したい。

- (1) 条例第8条に掲げられる、アンケートによるニーズ調査やパブリックコメント、ワークショップなど市民意見を聴く手続の各々が適正に実施されているが、手法の選択が画一的に感じられる。各手法は、それが広く個人の意見を募る目的に適するか、市民間の意見を調整し深める目的に適するか等特性が異なるため、こうした違いを市職員が十分に理解し、事業の目的や工程に応じて最適な意見聴取・参画手法が採用されるよう努め、より効果的な制度運用に取り組まれない。
- (2) 市民参加を求めた各事業が、開催日時や周知方法等どのような条件で実施されどのような結果を得たのか、細やかな分析と評価を行い、市内部での共有を図られたい。また、条例第22条の市政参加市民名簿について、登録が順調に進んでいることから、登録者の関心に応じた情報提供を行うなど細やかな運用に努められたい。これらの取り組みにより、活発かつ広範な市民参加が進むものと期待される。
- (3) アンケートなど市民への広報や依頼案内について、郵送を中心に実施されているが、若者等の情報収集の現状を見ても従来の方法だけでは十分な効果や反応を期待できない懸念がある。その一方で、新たな技術を用いたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の情報伝達手段が急速に浸透していることから、これら手段のコスト面の効率性等も踏まえ、時代に即した意見聴取環境を築けるよう積極的な検討に努められたい。